

令和8年度（債務）委託第14号 下水処理場放流水等採水及び分析業務仕様書

1 業務の内容

市内10下水処理場について、放流水等の採水及び分析を実施する。

2 採水地点及び採水日

- (1) 採水地点は別表1のとおりとする。詳細な場所については、委託者と事前に協議した上で決定する。
- (2) 採水日は、原則として雨水等の影響の少ない平日とする。日程については、委託者と事前に協議の上で決定する。
- (3) 採水作業において、浮遊物質が明らかに多い等、異常な状態と判断できる場合は、その状況を写真等に記録するとともに、委託者に直ちに報告し、採水実施の可否について確認すること。

3 採水器具・容器、採水方法等

- (1) 採水器具及び容器は、受託者所有のものを使用すること。
- (2) 濃度に係る環境計量士の指示のもと採水業務を実施すること。
- (3) 採水担当者は、その業務を的確に処理することができる者とする。
- (4) 安全作業に努めること。
- (5) 業務の履行上必要となる用地は敷地内を使用できるものとするが、24時間365日稼働している施設の特性に配慮し運営に支障のないように、事前に市担当者及び施設管理者と調整すること。

4 分析予定項目及び予定検体数

別表2-1から2-4のとおりとする。

5 分析方法

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）によることとし、これに定めのない項目については、「下水の水質の検定方法に関する省令」（昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号）に定める方法を用いること。また、大腸菌数及び西遠浄化センターの生物化学的酸素要求量については、それぞれ大腸菌数は採水後12時間以内、生物化学的酸素要求量は9時間以内に分析に着手するものとする。

6 報告下限値等

項目ごとの分析方法や報告下限値（基準値の10分の1を目安とする）について、書面にて委託者に提出し承認を得ること。また、新しい分析方法の告示等があった場合は速やかに対応すること。

7 分析結果等の報告

- (1) 採水作業の報告は、分析結果の報告と合わせて、次の資料を添付した報告書（書式は任意）を提出すること。
 - (ア) 各採水地点での採水日時、天候（前日、当日）、気温
 - (イ) 検体の水温、透視度、色相、臭気（流入水を除く）
 - (ウ) 採水した検体や採水作業の記録及び写真
- (2) 分析結果の報告は、分析終了後速やかに計量証明書及び委託者の指定する電子データにより行うこと。
- (3) 分析の過程で別表3に定める濃度の0.8倍を超える値になると予測された場合は、口頭等により速やかに委託者に報告すること。
- (4) 西遠浄化センターに限り別表3に定める濃度を超える場合は、計量証明書の作成日に計量証明書の写しを提出すること。

8 検体の処分

分析後の検体については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い、受託者が処分すること。

別表1 採水箇所一覧

| 採水地点 | | 所在地 |
|------|-----------|--------------------|
| 1 | 西遠浄化センター | 中央区松島町2552番地の1 |
| 2 | 中部浄化センター | 中央区瓜内町1825番地 |
| 3 | 館山寺浄化センター | 中央区庄内町14番地の7 |
| 4 | 細江浄化センター | 浜名区細江町気賀4934番地の1 |
| 5 | 井伊谷浄化センター | 浜名区引佐町井伊谷2440番地の1 |
| 6 | 三ヶ日浄化センター | 浜名区三ヶ日町宇志1320番地の11 |
| 7 | 浦川浄化センター | 天竜区佐久間町浦川3453番地 |
| 8 | 佐久間浄化センター | 天竜区佐久間町半場278番地の20 |
| 9 | 城西浄化センター | 天竜区佐久間町相月2227番地の2 |
| 10 | 気田浄化センター | 天竜区春野町宮川1383番地の4 |

